〃	RG 2	〃	第30245号 平成27年６月８日
Rosa L.	ピンベリー	高橋弘 愛知県弥富市稲元十丁目31番地	第30238号 平成27年６月８日
〃	インプレコーラル	〃	第30239号 平成27年６月８日
〃	アミレッド	〃	第30240号 平成27年６月８日
〃	ピクチャル	〃	第30241号 平成27年６月８日
〃	エタミーヌ	〃	第30242号 平成27年６月８日
〃	パーティードレス	〃	第30243号 平成27年６月８日
〃	アイチ１号（ごう）	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	第30254号 平成27年６月10日
〃	MR1503mu	有限会社メルヘンローズ 大分県玖珠郡玖珠町大字岩室1376番地	第30279号 平成27年６月25日
Sesamum indicum L.	にしきまる	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第30255号 平成27年６月10日
Zea mays L.	PI2008	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号	第30272号 平成27年６月19日

○農林水産省告示第二千百六十八号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第23074号 平成20年10月28日	平成20年12月19日	EVEREST	FIWHITE

○経済産業省告示第二百十一号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める。

一　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）第十二条の七の表四の項上欄

二　発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第四百七十九号）第二条第一項第四号（ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第二条　ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に、「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に、「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十一条第一項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件の一部改正）

第三条　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件（平成十七年経済産業省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に、「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

別表第二第六号及び別表第三第四号中「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項（第四号を除く。）」に、「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附　則

この告示は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める部分、第二条中「民間事業者による老後